

# 移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託 企画提案公募要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟知し、企画・提案を行うこととする。

## 1 企画提案公募の目的

始良・伊佐地域（霧島市・始良市・伊佐市・湧水町を指す。）に移住者を呼び込み、定住を促進するためには、視覚的に地域を体感できる動画により同地域の魅力を周知するとともに、管内市町の職員や地域おこし協力隊等が、多様な視点によるコンテンツを制作し、幅広い層に対し、多様な媒体で継続的に情報を発信していくことが必要である。

本業務は、始良・伊佐地域における移住・定住促進及び交流人口の増加を図るため、動画コンテンツを制作・発信するとともに、管内市町の職員、地域おこし協力隊等に対し、動画制作に関するワークショップを実施し、多様な視点によるコンテンツ制作及び継続的な情報発信につなげることを目的とする。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託業務名  
移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託
- (2) 履行期限  
令和9年2月26日（金）
- (3) 委託業務内容  
別添「移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託公募仕様書」を参照
- (4) 限度額  
3,675千円（消費税及び地方消費税を含む。）  
※ 履行完了までに要するすべての経費を含む。

## 3 委託者

鹿児島県（契約担当者：始良・伊佐地域振興局長）

## 4 企画提案の内容

企画提案に当たっては、本事業の目的及び仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を含めること。

- (1) ドラマ風PR動画の企画内容
  - ア 動画全体の構成（起承転結等）及びストーリーの流れが分かる資料（絵コンテまたはこれに準ずる資料を添付すること。）
  - イ 各市町の魅力や特徴をどのような切り口で整理し、ロケーション、登場人物、ナレーション等の映像表現としてどのように具体化するか。
  - ウ 移住後の生活像（仕事、住まい、子育て、地域との関わり等）を視聴者が具体的にイメージできるようにするための演出上の工夫
- (2) ショート動画の企画内容（作成する場合）
  - ア 観光、グルメ、移住者インタビュー等に関する具体的な企画案
  - イ SNSでの拡散性を高める工夫
- (3) 動画制作の実施体制及びスケジュール

- (4) ワークショップの実施内容  
実施方法、対象者設定、内容（撮影・編集指導等）等
- (5) 経費の取りまとめ業務の実施方法
- (6) 類似業務実績及び参考動画の提出  
過去に本業務と類似する事業（動画制作業務等）を実施した実績がある場合は、その概要を記載するとともに、当該業務において制作した動画等を資料として提出すること。  
また、類似業務実績がない場合であっても、自社の企画力や動画制作能力をPRできる動画等を参考資料として提出すること。なお、提出方法は以下のいずれかとする。
  - ア 動画データの提出
  - イ 動画共有サービス（YouTube等）のURLの提示
- (7) その他、本事業の効果を高める独自提案

## 5 応募に係る資格要件

次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 鹿児島県から指名停止の措置を受けている者ではないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している者ではないこと。  
また、次のいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
  - イ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
  - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品、その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - オ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
  - カ アからオまでに掲げる者の依頼を受けて、応募しようとする者
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (6) 始良・伊佐地域振興局との連絡調整が可能であり、緊急時には迅速な対応が可能であること。
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行することが可能であること。
- (8) 政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でない判断するものではないこと。
- (9) 過去において、国・地方公共団体又はこれらに類する団体等と本業務に類似する業務の契約を締結し、かつこれらを全て誠実に履行した実績があること。

## 6 採択者数

1者

## 7 企画提案公募スケジュール

- |                           |              |
|---------------------------|--------------|
| (1) 企画提案募集開始              | 令和8年5月12日（火） |
| (2) 企画提案の質問受付期限（様式第1号）    | 5月15日（金）午後5時 |
| (3) 企画提案公募申込期限（様式第2号）     | 5月22日（金）午後5時 |
| (4) 企画提案関係書類提出期限（様式第3～4号） | 6月12日（金）午後5時 |
| (5) 受託事業者決定               |              |

※ 提出書類は全て午後5時必着（郵送の場合も含む。）とする。

※ 公募申込書及び企画提案書等を提出した際は、提出後に電話で連絡すること。

## 8 公募説明会

公募説明会は行わない。

## 9 質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

### (1) 提出方法

「質問票」（様式第1号）を電子メール（「15 問合せ先」参照）により、令和8年5月15日（金）午後5時までに、事務局まで提出すること。提出後は、必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡すること。

なお、簡易なことであっても、電話及び口頭による質問は受け付けない。

また、質問書提出の際の件名は「【質問書】移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託企画提案」とすること。

### (2) 回答方法

質問者を匿名化し、令和8年5月20日（水）までに県ホームページに掲載する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げるおそれがある質問には回答しない。

## 10 応募方法

企画提案書の提出・受付は、紙及びデータで行う。

なお、紙媒体による応募書類の提出に当たっては、6部作成の上、持参（平日9時から17時まで）又は郵送、宅配便等により、「15 問合せ先」に提出すること。

また、データでの提出手順は、以下のとおりとする。

- (1) 参加者は、企画提案公募申込書（様式第2号）を「15 問合せ先」に電子メールで提出すること。提出後、電話により受領確認を行うこと。
- (2) 始良・伊佐地域振興局は、応募書類データをアップロードするためのURLを、(1)の電子メールアドレスあてに送付する。
- (3) 参加者は、応募書類一式をPDF形式にまとめて、各提出期限までに(2)で指示されたURLに1部アップロードすること。アップデート後、電話により受領確認を行うこと。

## 11 企画提案書作成について

### (1) 作成要領

別紙1のとおりとする。

### (2) 注意事項

ア 企画書は、別添「移住・交流連携促進事業PR動画等制作業務委託公募仕様書」の内容に基づき作成すること。

イ 企画提案は、1者につき1案に限る。

ウ 企画提案書は、原則としてA4判、縦置き、横書き、左綴じ、片面印刷とすること。なお、会

場図面等、A4判では文字が小さくなるなど判読が困難なものについては、3判の使用を認めるが、その場合は3ページ以内とし、A4判サイズに折りたたむこと。

エ 提出された企画提案書等は、委託先の選定の目的のみに使用する。

オ 企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属するものとする。ただし、始良・伊佐地域振興局は、公表等必要な場合には、提案者の承諾を得ることなく、当該提案書の内容を無償で使用できるものとする。

カ 企画提案書の作成及びこれに付随する一切の費用は、提案者の負担とする。

キ 提出された企画提案書等は、返却しない。

ク 採択後であっても、提案内容に関し、提案者の都合による重大な変更が生じた場合には、採択を取り消すことがある。

ケ 選定された提案に係る企画提案書について、行政機関の保有する文書に関する開示請求があった場合、当該法人等の権利や競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないと認められる情報は、開示される場合がある。

## 12 委託先候補者の選定について

始良・伊佐地域振興局が設置する「企画提案委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書の内容を総合的に評価し、最も優秀な提案を行った1者を次のとおり選定する。

### (1) 評価方法

別紙2のとおり

### (2) 選定

① 企画提案書の内容について、選定委員会を構成する委員ごとに、別紙2の配点に基づき採点し合計得点が300点以上（※）であった者のうち、最も合計得点の高い提案を行った者を委託先候補者として選定する。

※  $100\text{点} \times \text{委員}5\text{人} \times 0.6 = 300\text{点}$

② 上記①の結果、最高点が複数者あった場合は、選定委員会の協議により1者を委託先候補者として選定する。

③ 提案者が1者のみであった場合は、合計得点が300点以上であることをもって、当該1者を委託先候補者とする。

④ 審査に参加した全ての提案者に対し、審査結果を電子メールにて令和8年6月初旬を目途に通知する。

### (3) その他

次に挙げる事項に該当する場合は、失格とする。

① 応募資格を満たさない場合

② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

④ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

⑤ 始良・伊佐地域振興局の職員や選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

⑥ その他選考結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

## 13 契約締結について

(1) 始良・伊佐地域振興局は、委託先候補者と具体的な委託業務内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り委託契約を締結するものとする。

(2) 委託業務内容は、委託先候補者が提出した企画提案書をベースとするが、契約協議の過程で、事務局が内容の修正を求めることがある。

- (3) 協議は、委託先候補者としての順位の上位の候補者から行い、合意に至らない場合は、次順位の委託先候補者と協議を行うものとする。
- (4) 選定された企画提案書類に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について、事務局と委託先候補者において協議を行うものとする。
- (5) 委託料は事業の実施に必要な全ての経費を含むものとする。
- (6) 契約に当たっては、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。  
なお、契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに違約金を徴収する。

#### 14 その他

- (1) 企画提案書等の提出後、企画提案書の差替、訂正、追加及び再提出はできない。ただし、始良・伊佐地域振興局から指示があった場合を除く。
- (2) 企画提案書等の提出後、始良・伊佐地域振興局が必要と認める場合は、追加書類の提出やヒアリングを求めることがある。
- (3) 本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、始良・伊佐地域振興局の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は、応募及び提案内容を撤回できるが、始良・伊佐地域振興局は応募に要した一切の費用は負担しない。
- (4) 応募後に辞退する場合は、その旨を速やかに連絡するとともに、「公募参加辞退届（様式第5号）」を提出すること。
- (5) 始良・伊佐地域振興局は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。
- (6) 提出された提案書、審査内容、審査経緯については公表しない。  
また、審査内容及び評価結果に対する異議申し立ては認めない。
- (7) 委託業務の実施に際し、仕様書の定めのない事項については、始良・伊佐地域振興局と協議の上、決定するものとする。

#### 15 問合せ先

鹿児島県始良・伊佐地域振興局

（総務企画部総務企画課地域振興係）

所在地：〒899-5212 鹿児島県始良市加治木町諏訪町12

担当：平田

電話番号：0995-63-8206

E-mail：airaisa-souchi@pref.kagoshima.lg.jp